

神奈川県監査委員公表第4号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和元年8月2日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 太田眞晴
 同 吉川知恵子
 同 桐生秀昭
 同 松崎淳

1 措置の対象となった監査の結果

平成30年12月7日（神奈川県公報号外第67号）神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分43か所に係る56事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部財務課	平成30年7月31日（平成30年6月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、県立学校施設開放事業に従事する施設管理員の保険加入費（19名分35,120円）について、当該保険の契約を平成28年度中に締結していたため、平成28年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、平成29年度予算により支出していた。</p> <p>2 支出事務において、茅ヶ崎北陵高校仮設校舎借上契約に係る平成29年度7月分リース料5,208,840円について、支払期限までに支払っていない。その結果、遅延利息6,300円を支払っていた。</p> <p>3 契約事務において、川</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、保険期間の始期（4月1日）が休日の場合の保険契約の取扱いについて、生涯学習課及び当課における関係規定の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、会計事務に係る研修に関係職員を参加させることなどにより、関係規定の理解の向上を図ることで、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、決裁過程の確認が不十分であったことによるものである。</p>

		<p>和高校仮設校舎新築工事監理業務委託契約（契約額1,566,000円）の解除に当たり、契約解除届が平成29年5月17日に提出されたにもかかわらず、契約解除を同届の提出後9か月以上が経過した平成30年3月7日に行っていた。その結果、違約金1件、156,600円の収入調定についても、契約解除後に行う必要があったため、遅れることとなった。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、複数の職員が電子決裁の漏れを確認することにより、支払遅延の再発防止に努めるとともに、組織が一体となって適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を行うとともに、事業課と経理担当課との情報共有を密にすることにより、組織が一体となって適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>行政部教育施設課</p>	<p>平成30年7月31日（平成30年6月6日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、和高校仮設校舎新築工事監理業務委託契約（契約額1,566,000円）の解除に当たり、契約解除届が平成29年5月17日に提出されたにもかかわらず、契約解除を同届の提出後9か月以上が経過した平成30年3月7日に行っていた。その結果、違約金1件、156,600円の収入調定についても、契約解除後に行う必要があったため、遅れることとなった。</p> <p>2 工事事務において、平成28年度相原高校造成工事の変更設計額の積算に当たり、構造物撤去工の構造物取壊しについて、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（310,910,400円）が21,600円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による進行管理を行うとともに、事業課と経理担当課との情報共有を密にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、変更設計額の積算に当たり、積算に対する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による積算の確認を細部に至るまで徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		その結果、変更後の契約額（273,381,480円）が19,440円過大であった。	
指導部 高校教育課	平成30年7月31日（平成30年6月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、神奈川県立高等学校等平成30年度使用教科書調査委員会委員謝金3件、24,000円について、支払が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 財産管理事務において、一般財団法人神奈川県厚生福利振興会からの「輝けきみの明日一行きたい・知りたい公立高校ー平成30年度入学生に向けて」の著作権等利用許諾申請について、神奈川県県有財産規則に反し、法人の登記事項証明書を添付させないまま承認していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、事業担当者の認識不足及び経理担当職員との連携が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、連絡を密に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、神奈川県県有財産規則の認識不足によるものであり、著作権等利用許諾申請者から、法人の登記事項証明書を提出させた。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、課内において、財産事務の研修等の実施及び適切な引継ぎを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
支援部 子ども教育支援課	平成30年7月31日（平成30年6月13日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、県立三浦ふれあいの村の施設命名権収入1件、524,572円並びに県立ふれあいの村3施設の自動販売機設置に係る財産貸付収入3件、3,024,319円及び教育財産の目的外使用許可に係る使用料10件、2,621,510円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 支出事務において、県立三浦ふれあいの村やまびこ棟改修工事実施に当たり、備品等を保管するドライコンテナ賃貸借契</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、進行管理表の作成及び複数職員による進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないように、進行管理表による情報共有を徹底するこ</p>

		約（契約総額1,788,480円）に係る平成29年2月分賃借料505,440円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息計400円を支払っていた。	とにより、適正な事務執行に努めることとした。
支援部特別支援教育課	平成30年7月31日（平成30年6月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額69,356,250円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。</p> <p>2 工事事務において、平成29年度元中里学園除却工事（契約額167,329,800円）の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲が明示されておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知が行われていなかった。</p> <p>(要改善事項)</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、平成27年度以前の改定の要否の検証を失念していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、変更契約書に基づき、スクールバス運行業務委託契約に係る事務について適正に執行を図ることとした。</p> <p>2 工事事務については、設計図書に添付する項目を十分に把握していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、工事事務について特段の注意を払い、設計図書の項目について複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>要改善事項については、監査における指摘を受け、受託バス会社に協定書について意見の聞き取りを行った。 聞き取った内容は、スクールバスの運行に関しては多発したバス事故を発端とする国の安全基準の強化等により、現契約書第12条に長期継続契約に伴う契約額の調整の規定を追記した当時と状況が大きく変化している、また、協定書で指定した統計データが必ずしも実勢を表すとは限ら</p>

		<p>長期継続契約によるスクールバス運行業務委託契約について、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため受注者との間で締結することとされている協定を締結していなかったり、協定は締結していたものの、毎年度実施することとされている契約額見直しの要否の検証を全く行っていなかったり、契約額見直しの要否の検証に当たり誤りがあつたりしていて事務の執行が適正に行われていなかった。</p> <p>(以下平成30年12月7日(神奈川県公報号外第67号)神奈川県監査委員公表第20号中、第3 監査の結果 3 (2) ⑤のとおり。)</p>	<p>ないとのことであった。</p> <p>それらの意見を踏まえ、教育局内で検討した結果、予期することができない特別な要因等により契約金額が不適当になったときは、協議の上、契約額の変更ができるように契約書を改め、平成30年12月28日に契約書第12条を改定し、協定書は破棄することとした。</p> <p>当該見直しについては、平成30年12月20日に各所属にも通知による周知を行い、適正な執行を図ることとした。</p> <p>今後は、受託バス会社と連携し、特別な要因等により契約金額が不適当になったときは、速やかに協議を行うよう、適正な執行を図ることとしたい。</p>
生涯学習部生涯学習課	平成30年7月31日(平成30年6月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、県立学校施設開放事業に従事する施設管理員の保険加入費(19名分35,120円)について、当該保険の契約を平成28年度中に締結していたため、平成28年度の歳出として整理する必要があつたにもかかわらず、平成29年度予算により支出していた。</p>	<p>不適切事項については、保険期間の始期(4月1日)が休日の場合の保険契約の取扱いについて、財務課及び当課における関係規定の理解が不足していたことが原因である。</p> <p>今後は、このようなことがないように、保険契約の取扱いを統一するとともに、会計事務に係る研修に関係職員を参加させることなどにより、関係規定の理解の向上を図ることで、適正な事務執行に努めることとした。</p>

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立川崎図書館	平成30年6月20日(平成29年12月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、事業系一般廃棄物収集運搬業務委託料(単価契約、</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、</p>

	査)	<p>30.24円/kg)の支払に当たり、平成29年4月分について、排出量の検量を行っていなかったため、実際の排出量ではなく、前年度同月の排出量による請求額に基づき、1件、1,542円を支払っていた。</p> <p>2 庶務事務において、平成28年度に雇用期間の途中で退職した非常勤職員に係る退職日の翌日以後の期間に対応する通勤手当相当額37,170円について、退職日の属する月に係る報酬支給額から減額して精算せず、戻入により処理することとしたものの、事務の遅延により同年度内の戻入処理が間に合わず、平成29年度の歳入として改めて調定を行っており、返納させるための事務処理が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>庁舎清掃業務委託契約に係る仕様書に受託者が廃棄物を検量し、実績を報告するよう記載していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、仕様書に、受託者が廃棄物を検量し、実績を報告する旨を明記するとともに、受託者には内容を十分に説明して、検量を徹底させることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 庶務事務については、再任用職員と同様に所属が行わないものと誤認し、戻入手続きを行わなかったことによるものであり、通勤手当相当額は、平成29年6月12日に返納された。</p> <p>今後は、このようなことがないように、給与事務センターと連携を密に行うとともに、点検体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立金沢文庫	平成30年4月19日（平成30年4月18日及び同月19日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、デジタル印刷機の賃貸借契約（契約額797,040円）について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。</p>	<p>不適切事項については、確認が不十分であったことによるものであり、平成30年8月6日に、変更契約を締結した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、入札・契約事務の手引（会計局調達課作成）等会計局作成のマニュアルに基づき、複数の職員で確認を行うことにより、適正な事務の執行を図ることとした。</p>
神奈川県立近代	平成30年2	(不適切事項)	

美術館	月 8 日及び同年 5 月 9 日（平成 29 年 12 月 19 日職員調査）	契約事務において、「マックス・クリンガー版画展」「1937-モダニズムの分岐点」展作品集荷・陳列・撤去業務委託契約（契約額 2,481,365 円）について、指名競争入札における入札者が 1 者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、指名業者を替えずに再度の入札を行い、これにより神奈川県財務規則に定める随意契約の要件を満たしたものと誤認し、随意契約を締結していた。	不適切事項については、入札及び契約に係る事務手続を誤認していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、平成 30 年 1 月 11 日に入札及び契約事務手続に関する所内研修を実施するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立鶴見高等学校	平成 30 年 6 月 5 日（平成 30 年 1 月 26 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約 2 件（契約額計 9,527,883 円）について、契約期間の途中で校舎耐震補強工事に伴い一部の自動販売機を移設していたにもかかわらず、当初の契約書を変更しないまま賃貸を行っていた。	不適切事項については、契約内容の確認が不十分であったことによるものであり、平成 30 年 3 月 29 日に自動販売機移設に係る変更契約を締結した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜南陵高等学校	平成 30 年 7 月 30 日（平成 30 年 4 月 20 日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、機密文書の裁断処分委託料 1 件、38,880 円について、振込不能となった後の処理が遅れたため、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息 300 円を支払っていた。	不適切事項については、所属において振込口座の確認を怠ったことに加えて、担当職員が会計課からの振込不能の連絡を看過していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜明朋高等学校	平成 30 年 1 月 16 日（平成 29 年 12 月 4 日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、平成 29 年 4 月から同年 11 月までの諸証明書交付手数料 11	不適切事項については、神奈川県財務規則及び同運用通知に規定された現金領

	査)	件、9,700 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、収入に係る事後調定を行っていなかった。	収する収入に係る調定手続が、職員間で理解されていなかったことによるものであり、平成29年12月14日、15日及び27日に事後調定を行った。 今後は、このようなことがないように、規則等の理解の向上を図るとともに、事後調定に係る収入案件が記載された収入済一覧表を適切に出力することなどにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立商工 高等学校	平成30年9月4日（平成30年5月17日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、中高生の科学研究実践活動推進プログラムの研究指導者に対する謝礼1件、40,000円の支払に当たり、執行伺票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。 2 契約事務において、平成29年度予算で執行する学校環境整備業務委託契約（契約額7,678,800円）について、執行伺票により決裁を得る前に契約を締結していた。また、当該契約については、会計局長通知に反し、平成28年度（平成29年3月15日）に契約を締結していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、神奈川県財務規則等の関係規定の理解及び確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の周知を徹底するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、会計局長通知及び契約事務の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の周知を徹底するとともに、契約事務の理解の向上を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立希望 ヶ丘高等学校	平成30年4月11日（平成30年3月	（不適切事項） 支出事務において、私費（29名分754,000円）を	不適切事項については、事務の進行管理及び確認が

	9日職員調査)	誤って二重に徴収したため、その返還に当たり、本来支払う必要のない口座振込手数料等29件、13,510円を県費により支払っていた。	不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、授業料徴収に関する研修会を全職員対象に実施するとともに、事務の日程及び作業内容を入念に確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立磯子工業高等学校	平成30年6月15日（平成30年3月15日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、2件、32,000円を支給していなかった。	不適切事項については、該当職員が特殊勤務手当実績整理簿への記載を失念したこと及び日額特殊勤務手当報告提出時の確認が不十分であったことによるものであり、平成30年4月16日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立松陽高等学校	平成30年8月6日（平成30年4月19日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、2,800円を支給していなかった。	不適切事項については、部活動指導実績が適切に報告されなかったことによるものであり、当該手当については、平成31年1月16日に支給した。 今後は、このようなことがないように、部活動実績を正確に報告させるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立川崎高等学校	平成30年6月7日（平成30年4月23日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物収集運搬委託契約（単価契約、支出額48,600円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、いずれ	不適切事項については、前年の契約書の様式を基に作成した際に、十分な内容確認を行わなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計局からの

		も政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.9%と記載していた。	通知や会計ナビの情報に注意し、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立生田高等学校	平成30年9月5日（平成30年5月10日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る土地使用料1件、2,325円について、調定を行っていなかった。	不適切事項については、教育財産の目的外使用許可に係る進行管理が不十分であったことによるものであり、当該土地使用料については、平成30年5月18日に収入調定を行い、同年6月11日に収入した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立橋本高等学校	平成30年4月12日（平成30年3月12日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、旅行代行業者に手配を委託した社会見学に係る引率教員の施設入場料(10名分2,900円)について、支出負担行為の伺いにより事前に決裁を得て執行すべきところ、職員が立て替えて旅行代行業者に支払っていた。	不適切事項については、校内の情報共有及び職員間での連携不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、職員が緊密に連携を図り情報を共有することにより適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立津久井高等学校	平成30年8月27日（平成30年1月25日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、TOEIC公開テストの受験料（1件、2,000円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。	不適切事項については、担当者の連携が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、情報共有を徹底し、支出の方法及び時期等についての知識の共有を図るとともに、相互に進行管理を行うことにより、適切な事務執行に努めることとした。
神奈川県立小田原東高等学校	平成30年6月26日（平	（不適切事項） 契約事務において、体育	不適切事項については、

	成30年5月9日職員調査)	館棟第2体育室屋根防水改修工事請負契約ほか1件(契約額計4,503,600円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。	執行書類の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立大和東高等学校	平成30年7月19日(平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成29年度問題行動等未然防止推進事業に係る講演会等で講演を行った者に対する講師謝金について、支出手続を失念したため、3名分75,000円を支払っていなかった。	不適切事項については、職員間の連絡及び進行管理が不十分であったことによるものであり、未払であった講師謝金については、平成30年5月25日に支出した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底し、職員間の情報共有を着実に行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立相模向陽館高等学校	平成30年8月27日(平成30年4月27日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料5件、138,264円について、神奈川県財務規則の規定に反し、調定の日から20日以内に納付期限を設定していなかった。 2 支出事務において、スクールカウンセラーへの旅費1件、552円の支給に当たり、所属担当者による代行入力が遅れたため、出張の日から著しく遅延した平成30年4月に支給していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、同時期に行った他の調定における納付期限と混同したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な

			事務執行に努めることとした。
神奈川県立綾瀬高等学校	平成30年7月9日（平成30年4月27日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、自動販売機設置場所賃貸借契約2件（契約額計11,661,552円）の締結に当たり、教育施設課で実施した入札の結果に基づき契約期間を平成29年4月1日から平成32年3月31日までとすべきところ、契約書には契約期間の終期を誤って平成31年3月31日と記載していた。	不適切事項については、契約期間の算定を誤ったのを看過したこと及び職員相互の確認が十分に機能していなかったことによるものであり、平成30年7月13日に変更契約を締結し、契約期間の終期の訂正を行った。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立横浜南養護学校	平成30年9月5日（平成30年4月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、指導用美術科教材1件、72,273円（税込）の購入に係る見積合せについて、本来、最低の見積額を提示した業者と契約すべきところ、見積書の確認が不十分であったため、当該業者より見積額の高い業者と契約していた。	不適切事項については、執行担当者、事務長及び決裁権者による見積書の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立金沢養護学校	平成30年9月11日（平成30年4月20日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、県立学校施設開放事業に伴い利用者から徴収すべき電気代実費相当額1件、660円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 2 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額97,941,685円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、複数の職員による確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行

		245,160円の増額改定を、平成28年度当初に178,200円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円の支払が不足していた。	に努めることとした。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成30年8月15日（平成30年5月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分（契約期間：平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,894,160円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、13,486,770円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p>	<p>不適切事項については、契約書の内容の認識不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立三ツ境養護学校	平成30年8月10日（平成30年5月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 ガスヒートポンプメンテナンス業務委託契約（契約額1,274,400円）</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 ガスヒートポンプメンテナンス業務委託契約の</p>

		<p>の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる執行伺票への履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p> <p>2 スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年12月31日まで、契約総額91,497,231円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,073,600円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、438,480円を過大に支払っていた。</p>	<p>履行確認漏れについては、神奈川県財務規則の認識が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、支出負担行為に係る伺いに日付を記入して検査印を押印することで検査調書の作成に代えることとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 スクールバス運行業務委託契約については、協定書の内容の認識不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立高津養護学校</p>	<p>平成30年8月8日（平成30年4月23日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約（契約金額112,968円）の締結に当たり、賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定により定められた率である年2.7%とすべきところ、年2.8%と記載していた。</p> <p>2 スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分（契約期間：平成26年9月3日から平成34年12月31日まで、契約総額</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 産業廃棄物及び特定管理産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託契約については、過去の契約条文を引用し、それを誤認したことにより、契約書の不備が生じたものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 スクールバス運行業務委託契約については、契約書の内容の認識不足に</p>

		<p>95,999,904円) について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,999,988円を支払っていた。なお、締結すべき協定に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p>	<p>よるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立麻生養護学校	平成30年9月11日（平成30年5月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分（契約期間：平成24年8月1日から平成32年8月31日まで、契約総額91,579,092円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に181,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立相模原養護学校	平成30年8月29日（平成30年2月16日職員調	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年</p>	<p>不適切事項については、契約書及び協定書の内容の認識不足によるものであ</p>

	査)	<p>度契約分（契約期間：平成23年5月30日から平成31年8月31日まで、契約総額56,981,411円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に452,520円の増額改定を、平成28年度当初に333,720円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、4,320円を過少に支払っていた。また、平成26年度契約分（契約期間：平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額95,904,000円）について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,987,998円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p>	<p>る。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立岩戸養護学校	平成30年9月11日（平成30年5月	(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行业務委託契約	不適切事項については、協定書の内容の認識不足に

	21日職員調査)	<p>の執行に当たり、平成21年度契約分（契約期間：平成21年11月6日から平成30年3月31日まで、契約総額98,998,197円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成25年度当初に346,500円の増額改定を、平成29年度当初に89,640円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、18,360円を過大に支払っていた。</p> <p>また、平成24年度契約分（契約期間：平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額92,337,070円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施すべきところ、改定金額を誤って算定したため、契約総額は3,657円過大となっており、平成29年度において、11件、1,088円を過大に支払っていた。</p>	<p>よるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立武山養護学校	平成30年8月3日（平成30年5月21日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分（契約期間：平成24年6月5日から平成32年8月31日まで、契約総額85,311,384円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

<p>神奈川県立平塚養護学校</p>	<p>平成30年9月11日（平成30年5月16日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成21年度契約分（契約期間：平成21年4月23日から平成29年8月31日まで、契約総額74,396,283円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成22年度当初に1,182,300円の減額改定を、平成24年度当初に557,550円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に43,200円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は6,637円過大となっており、平成29年度において、4件、39,768円を過大に支払っていた。また、平成23年度契約分（契約期間：平成23年5月26日から平成31年8月31日まで、契約総額112,919,247円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に503,280円の増額改定を、平成28年度当初に370,440円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、5,400円の支払が不足していた。</p>	<p>不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立湘南養護学校</p>	<p>平成30年4月13日（平成30年2月26日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年</p>	<p>不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容</p>

		<p>8月31日まで、契約総額87,178,899円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。</p>	<p>を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立鎌倉養護学校</p>	<p>平成30年7月30日(平成30年4月26日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成24年度契約分(契約期間:平成24年6月6日から平成32年8月31日まで、契約総額92,659,226円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に199,800円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、59,400円を過大に支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立藤沢養護学校</p>	<p>平成30年8月22日(平成30年4月26日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成26年度契約分(契約期間:平成26年9月8日から平成34年12月31日まで、契約総額107,049,600円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見</p>	<p>不適切事項については、契約書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		直しの要否を検証しないまま、平成 29 年度分として 11 件、13,381,192 円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成 29 年度において、燃料費、運転員賃金について 20%以上の物価変動が認められたことから、平成 29 年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。	
神奈川県立小田原養護学校	平成 30 年 4 月 13 日及び同年 7 月 26 日（平成 30 年 3 月 15 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 25 年度契約分 2 件（契約期間：平成 25 年 6 月 6 日から平成 33 年 8 月 31 日まで、契約総額 99,140,419 円及び契約期間：平成 25 年 6 月 6 日から平成 33 年 12 月 31 日まで、契約総額 105,739,731 円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 29 年度当初に計 4,862,160 円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、契約額見直しの必要性についての検討に誤りがあったため、これを行っておらず、平成 29 年度において、22 件、1,062,720 円を過大に支払っていた。	不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立茅ヶ崎養護学校	平成 30 年 7 月 19 日（平成 30 年 4 月 17 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成 21 年度契約分（契約期間：平成 21 年 4 月 23 日から平成 29 年 8 月 31 日まで、契約総額 141,412,438 円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成 22 年度当初に 1,290,450 円の減額改定を、平成 24 年度当初	不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。

		<p>に607,950円の増額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、いずれも改定金額を誤って算定しており、さらに、平成29年度当初に46,440円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、契約総額は12,118円過大となっており、平成29年度において、4件、43,198円を過大に支払っていた。また、平成24年度契約分（契約期間：平成25年1月21日から平成33年3月10日まで、契約総額132,245,466円）について、契約当事者間で締結した協定書に基づき、平成29年度当初に293,760円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、74,520円を過大に支払っていた。</p>	
神奈川県立秦野養護学校	平成30年7月3日（平成30年5月18日職員調査）	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、共架柱8本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置時から10年以上経過した平成29年11月に発見したため、不当利得返還請求権に基づく過年度の使用料相当額341,451円のうち198,577円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>不適切事項については、財産管理における現地状況の確認不足及び複数の職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、定期的な確認及び見回りを行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立伊勢原養護学校	平成30年9月11日（平成30年5月15日職員調査）	<p>（不適切事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年</p>	<p>不適切事項については、契約書及び協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなこと</p>

		<p>8月31日まで、契約総額87,157,364円)について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に2,097,360円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、474,120円を過大に支払っていた。また、平成26年度契約分(契約期間:平成26年6月24日から平成34年8月31日まで、契約総額89,424,000円)について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成29年度分として11件、11,177,991円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成29年度において、燃料費、運転員賃金について20%以上の物価変動が認められたことから、平成29年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p>	<p>がないよう、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県立座間養護学校</p>	<p>平成30年8月6日(平成30年4月27日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成23年度契約分(契約期間:平成23年5月27日から平成31年8月31日まで、契約総額88,621,875円)について、</p>	<p>不適切事項については、協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		<p>契約当事者間で締結した協定に基づき、平成27年度当初に228,960円の増額改定を、平成28年度当初に166,320円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、3,240円を過少に支払っていた。また、平成24年度契約分（契約期間：平成24年7月22日から平成32年8月31日まで、契約総額87,274,050円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成29年度当初に184,680円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、54,000円を過大に支払っていた。</p>	
<p>神奈川県立相模原中央支援学校</p>	<p>平成30年8月28日（平成30年1月12日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約の執行に当たり、平成22年度契約分（契約期間：平成22年11月14日から平成31年3月31日まで、契約総額277,615,800円）について、契約当事者間で締結した協定に基づき、平成26年度当初に739,800円の増額改定を、平成29年度当初に434,160円の減額改定をそれぞれ実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成29年度において、11件、69,120円を過大に支払っていた。また、平成25年度契約分（契約期間：平成25年6月6日から平成33年8月31日まで、契約総額90,435,445</p>	<p>不適切事項については、契約書及び協定書の内容の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、契約書の内容を確認し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

		<p>円) について、平成 29 年度当初に 1,384,560 円の減額改定を実施する必要があったにもかかわらず、これを看過していたため、平成 29 年度において、11 件、317,520 円を過大に支払っていた。さらに、平成 27 年度契約分 (契約期間：平成 27 年 7 月 16 日から平成 35 年 8 月 31 日まで、契約総額 92,620,800 円) について、契約書の規定に基づき、長期継続契約に伴う契約額の調整を行うため、契約額見直しの要否を毎年度検証し、燃料費、運転員賃金等に 20%以上の物価変動が認められた場合には契約額を改定することなどを内容とする協定を締結すべきであったのに、これを締結しておらず、契約額見直しの要否を検証しないまま、平成 29 年度分として 11 件、11,577,599 円を支払っていた。なお、締結すべき協定の内容に基づき試算したところ、平成 29 年度において、燃料費について 20%以上の物価変動が認められたことから、平成 29 年度分の契約額を減額改定すべき要件を満たしていた。</p>	
--	--	--	--